

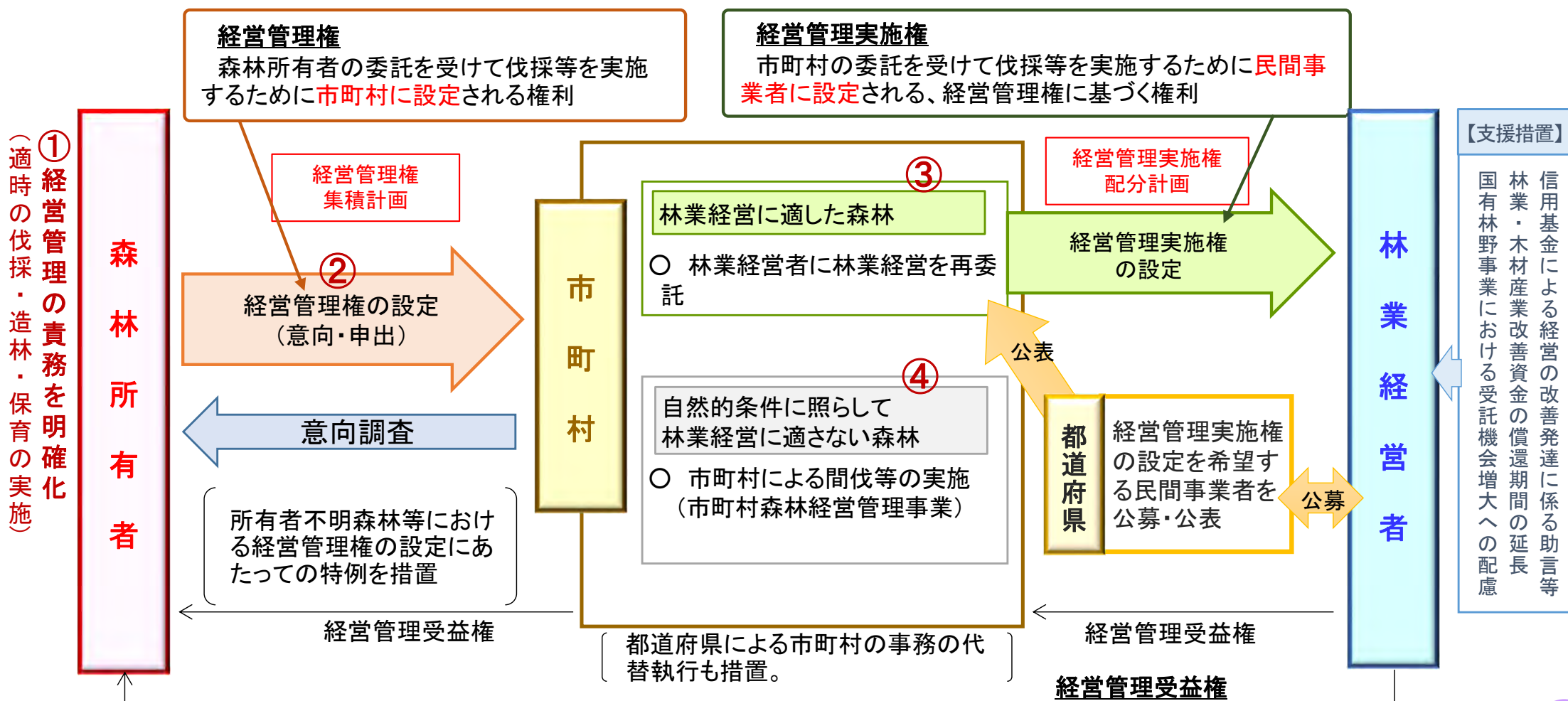
森林経営管理制度の取組状況について

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

令和5年3月

森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



所有者不明森林等に係る特例措置

原則

森林所有者全員が知れており、
全員が計画作成に同意

経営管理が適切に行われていない森林の特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査

申出

計画作成
(森林所有者の同意を徴収)

計画公告

権利設定

	森林所有者
	市町村
	都道府県

共有者不明森林の特例

- 森林所有者の一部が不明
- 知っている全員が計画作成に同意

探索

公告

同意みなし

異議の申出

公告から6月以内に申出がなければ、
同意みなし

所有者不明森林の特例

- 森林所有者全員が不明

探索

公告

裁定

同意みなし

登記簿上の森林所有者
の相続人(原則として配
偶者と子)までで可

- 登記事項証明書
- 戸籍謄本
- 住民票など

申出

公告から6月以内に申出がなければ、
その後4月以内に市町村長が
都道府県知事に裁定を申請

確知所有者不同意森林の特例

- 森林所有者の一部又は全員が不同意

勧告

通知

裁定

同意みなし

不同意

意見書
の提出

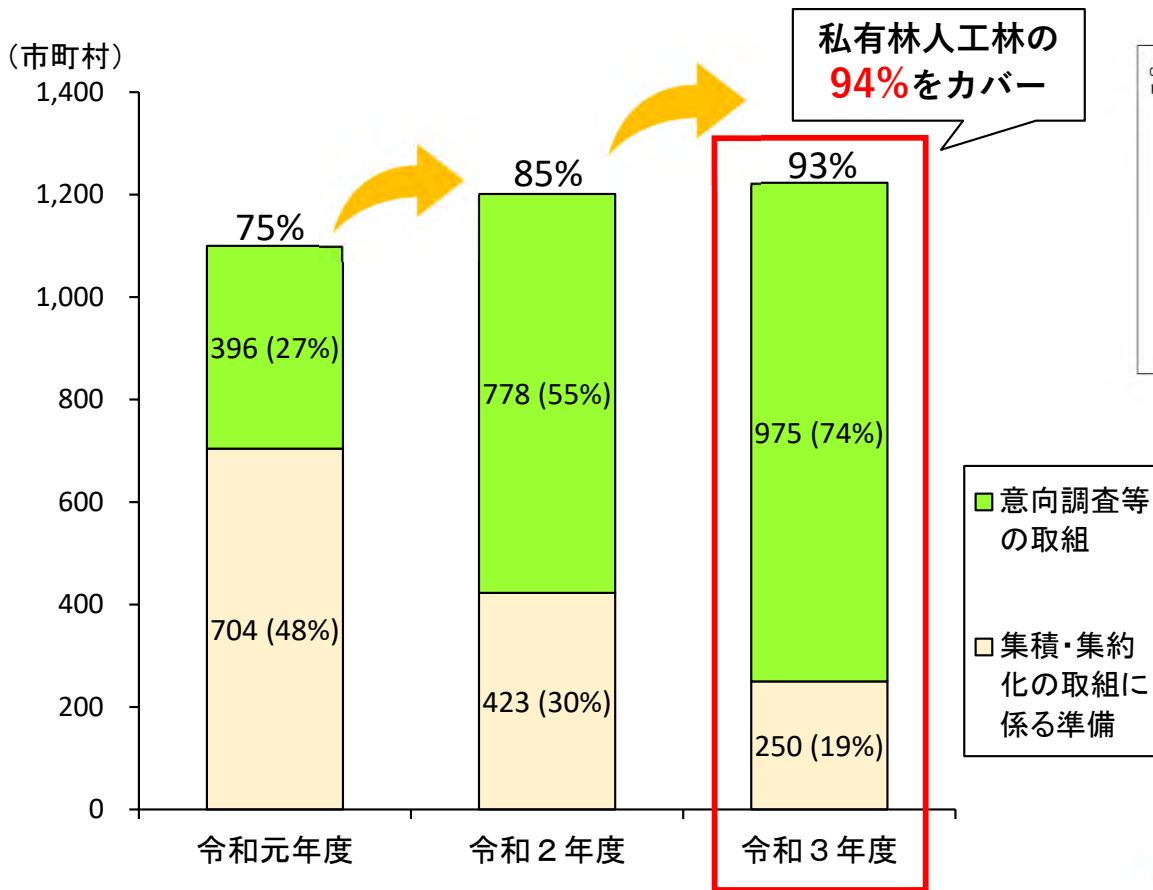
勧告から2月以内に同意がなければ、
勧告から6月以内に市町村長が
都道府県知事に裁定を申請

【留意事項】

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**
が設定されていない場合
 - ・ 共有者不明森林
→ いつでも取消申出可
 - ・ 所有者不明森林
確知所有者不同意森林
(※意見書提出者に限る)
→ 計画公告から5年以降に
取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**
が設定されている場合
 - ① 民間事業者の承諾を得た
または、
 - ② やむを得ない事情かつ
民間事業者に対し損失
の補償を行った場合に
取消申出可

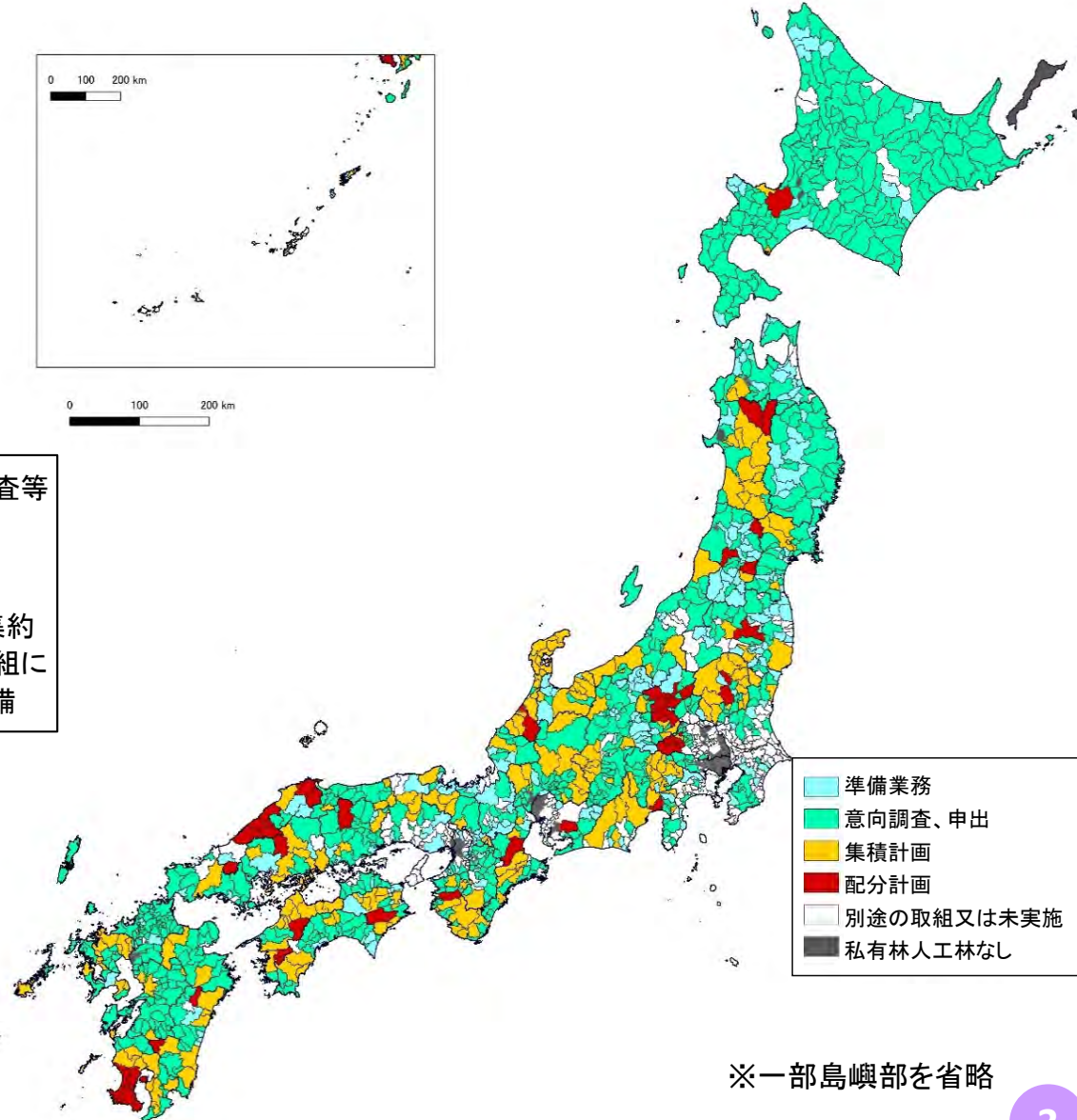
森林経営管理制度の取組状況①【全体状況】

- 令和3年度末までに、私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村の約9割で、意向調査の準備を含む森林経営管理制度に係る取組を実施。これらの市町村で、全国の私有林人工林面積の94%をカバー。
- 制度の活用が必要な市町村の約7割で、森林経営管理制度に基づく意向調査を実施。



- 注: 1) ()内は私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村数 (R1:1,470、R2:1,408、R3:1,313) に対する割合。
 2) 「私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村」とは、私有林人工林がある市町村から、私有林人工林が極めて少ない等整備・活用の必要性が低い市町村、既存の仕組みで経営管理を進める市町村、既にほとんどの人工林で経営管理が行われている市町村を除いたもの。
 3) 「意向調査等を実施」には、意向調査の実施、申出受理、経営管理権集積計画・経営管理実施権配分計画の策定を含む。
 4) 「集積・集約化の取組に係る準備」には、森林資源情報や所有者情報の整理・分析・精緻化を含む。

森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況 (市町村数)

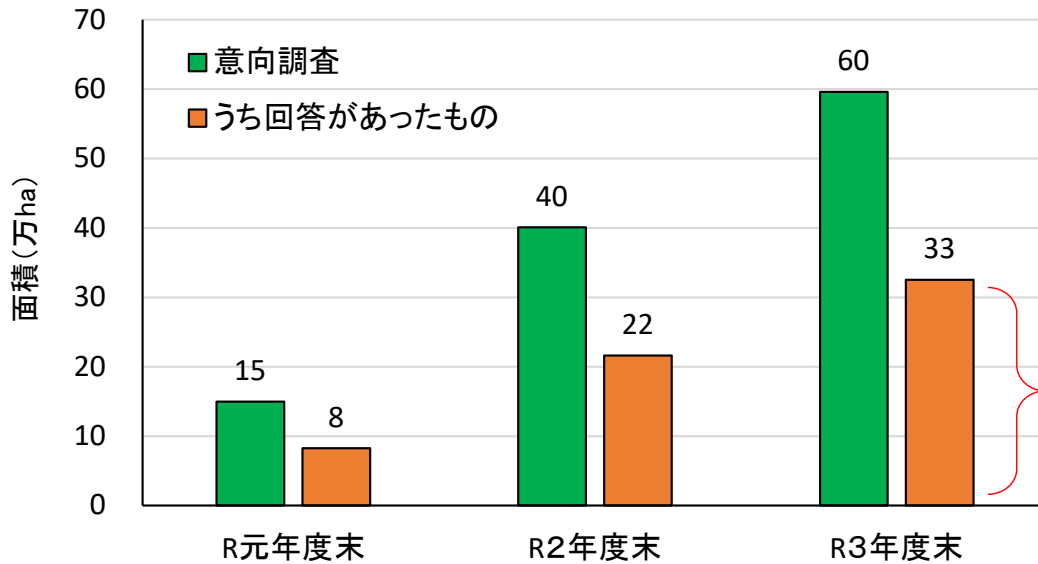


森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況 (全国図)

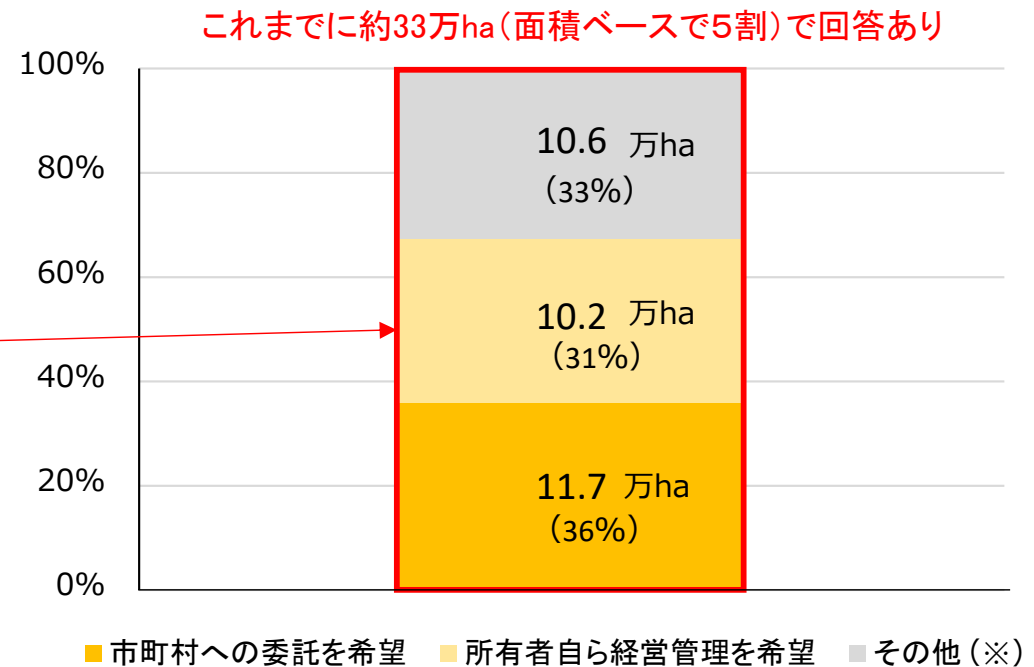
森林経営管理制度の取組状況②【意向調査等の結果】

- 令和3年度における意向調査の実施面積は約20万ha。制度開始から3年間で約60万haを実施。
- 全国の回答率は約5割(面積ベース)。回答のうち、「市町村への委託希望」は約4割(面積ベース)。
- 令和3年度末までに、意向調査の対象でない森林所有者から、3,333haの森林について、集積計画作成の申出あり。

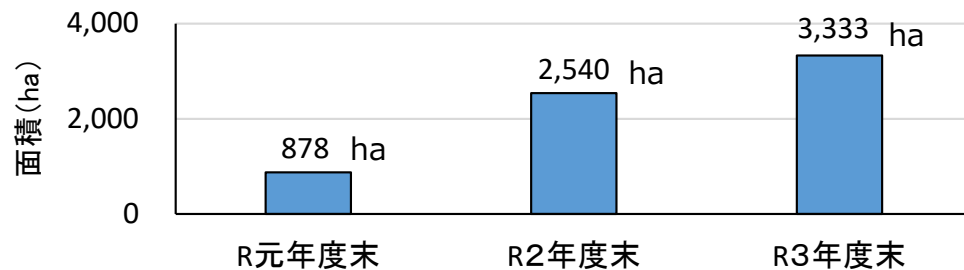
■ 意向調査の実施面積と回答面積 (累計)



■ 回答があった面積の内訳 (累計)



■ 申出のあった面積 (累計)



■ 市町村への委託を希望 ■ 所有者自ら経営管理を希望 ■ その他(※)

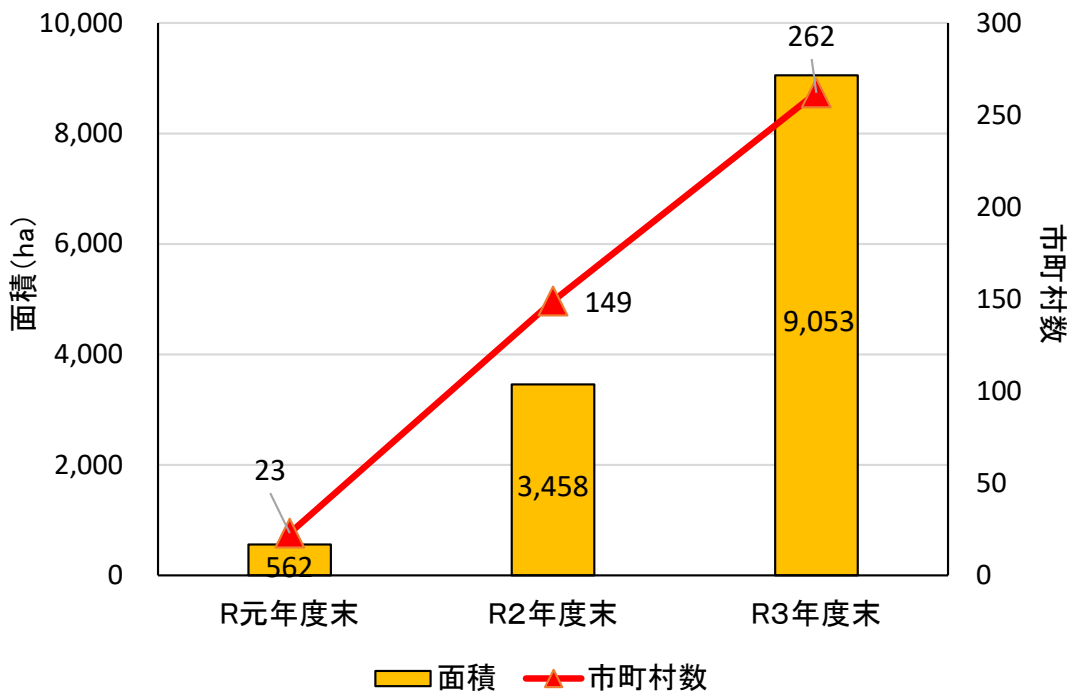
※既に他者に委託済み、自分で委託先を探す等

森林経営管理制度の取組状況③【経営管理権集積計画等】

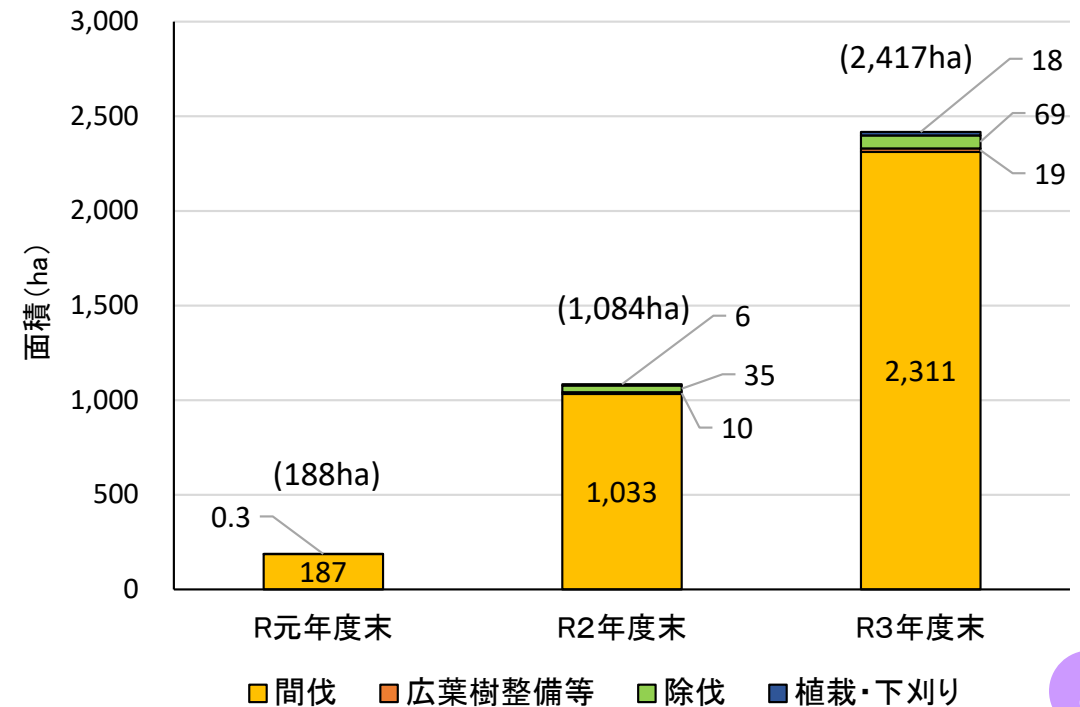
- 経営管理権集積計画については、令和3年度末までの累計で、38道府県262市町村が、9,053haで策定。前年度末から、約3倍に増加。
- 令和3年度末までに、経営管理権集積計画を策定した市町村の約6割（157市町村）で、森林整備（市町村森林経営管理事業）を2,417ha実施。森林整備の内容は間伐が中心。

項目	令和元年度末		令和2年度末（累計）		令和3年度末（累計）		（参考）令和3年度分	
	市町村数	面積（ha）	市町村数	面積（ha）	市町村数	面積（ha）	市町村数	面積（ha）
集積計画の策定	23	562	149	3,458	262	9,053	210	5,596
市町村森林経営管理事業	11	188	77	1,084	157	2,417	139	1,333

■ 集積計画の策定状況（累計）



■ 市町村森林経営管理事業の実施状況（累計）

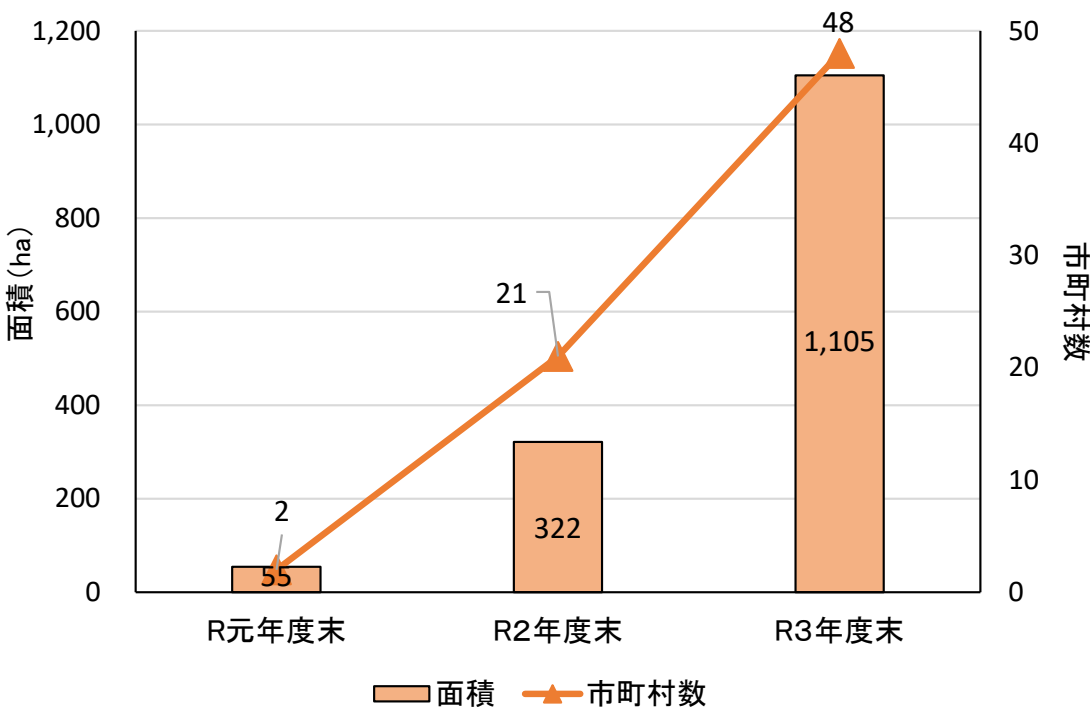


森林経営管理制度の取組状況④【経営管理実施権配分計画等】

- 経営管理実施権配分計画については、令和3年度末までの累計で、19道県48市町村が、1,105haで策定。前年度末から、約3倍に増加。
- 令和3年度末までに、経営管理実施権配分計画を策定した市町村の約3割(15市町)で、林業経営者による森林整備を124ha実施。林業経営者による主伐・再造林は9市町で実施(予定)。

項目	令和元年度末		令和2年度末(累計)		令和3年度末(累計)		(参考) 令和3年度分	
	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)
配分計画の策定	2	55	21	322	48	1,105	34	783
林業経営者による事業	0	0	5	48	15	124	14	76

■ 配分計画の策定状況(累計)



■ 林業経営者による森林整備の実施状況(累計)

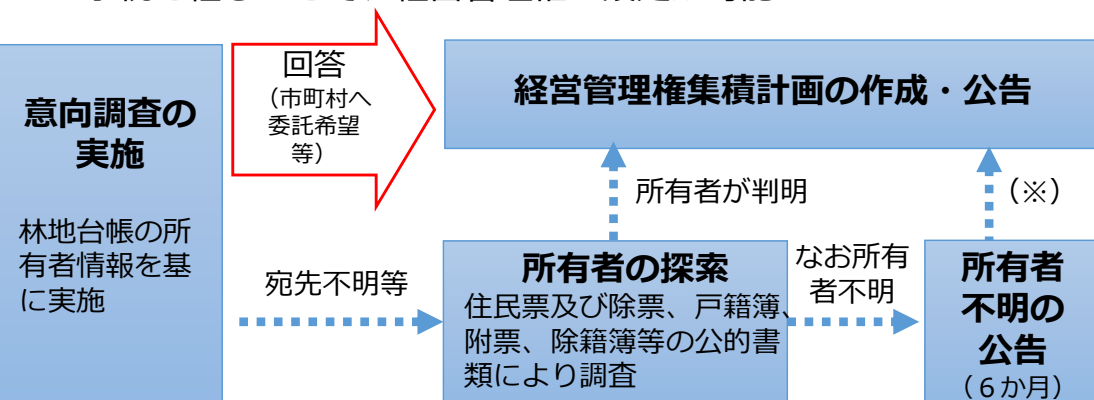
都道府県	市町村	間伐(ha)	主伐(ha)	植栽等(ha)	計
秋田県	大館市		1	1	2
山形県	最上町	13			13
栃木県	矢板市		1	1	2
埼玉県	長瀬町	5			5
石川県	白山市	19			19
静岡県	富士市	49			49
愛知県	岡崎市	7		0.2	7.2
島根県	松江市		0.3	0.3	0.6
島根県	浜田市		5		5
島根県	安来市		3		3
島根県	川本町		2		
島根県	邑南町		1	1	2
愛媛県	久万高原町	0.4			0.4
宮崎県	えびの市	6	2		8
宮崎県	日之影町		3	3	6
計		99	18	7	124

森林経営管理制度の取組状況⑤【所有者不明森林等への対応】

- 森林経営管理法に基づく**所有者不明森林等の特例措置**に関し、令和3年度は**49市町村**において、所在が不明であった森林所有者の**探索を実施**。**1市町村**において、**共有者不明の特例措置**を活用。
- 林野庁では、「**所有者不明森林等の特例措置活用のための留意事項(ガイドライン)**」を作成。特例活用の留意点をQ&A形式で整理するとともに、活用場面をケーススタディで紹介・公表。

【所有者（共有者）不明森林における特例措置】

- 所有者の一部又は全部が不明な場合も、探索や公告等の一定の手続を経ることで、経営管理権の設定が可能



(※所有者全員が不明の場合、知事の裁定(4か月)が必要)

＜令和3年度の取組状況＞

- 探索に取り組んだ市町村 49市町村
- 探索を行った所有者等 約2,000人(約4,200筆)
- うち判明した所有者等 約1,200人(約2,400筆)
- 全員が判明した市町村 12市町村
- 特例措置を活用して集積計画を策定した市町村 1市町村
- 特例措置を検討中の市町村 3市町村
- 残りは、探索を継続中、対応を保留中等

＜共有者不明森林制度等の取組事例①＞

- 鳥取県若桜町では、山地災害リスク等を考慮し、森林整備の優先度が高い箇所を中心に森林経営管理制度を活用。
- 令和2年12月に、公道沿いの森林(0.11ha)を対象とする集積計画を策定。他方、策定済みの森林に接する上部の森林(0.57ha、共有者6名)は、明治期に登記が行われたまま数次相続が発生。
- 共有者のうち、確知できた相続人(2名)の同意取得を行いつつ、残りの共有者(4名)の相続人について、探索を実施。
- 令和3年3月から6か月間、共有者不明森林に係る公告を実施。異議の申し出がなかったことから、令和3年10月に集積計画を公告し、経営管理権を設定。



＜共有者不明森林制度等の取組事例②＞

- 京都府綾部市では、モデル地区(16ha)を設定し、制度に係る取組を実施中。共有者不明森林制度等の特例も併せて活用する方針。
- 令和元年度に意向調査を実施し、所有者の探索を行いながら合意形成に取り組み、令和3年4月までに、5.57haで集積計画を策定。
- 残る0.33haの森林(25名の共有名義の森林)について、探索の結果、147名の共有者が判明。139名の同意を取得したものの、3名は宛先不明、5名は返信がない等の状況。共有者不明森林等の特例活用に向けた手続を実施中。



所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン①

- 令和4年4月に、森林経営管理制度に基づく所有者不明森林等における特例措置活用を進めるための「ガイドライン」を作成(令和5年2月に改訂)。
- 所有者探索の方法を解説するとともに、特例活用の留意点をQ&A形式で整理。また、実際の活用事例やケーススタディ、その他各種法制度の活用方法も掲載。

ガイドラインの構成

1 所有者不明森林を取り巻く状況

制度の創設背景や取組の現状について解説

2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性

森林の役割や手入れの必要性を解説

3 共有者不明森林等に係る特例の手続

森林所有者の探索方法を解説

4 具体の活用場面における検討

Q&A形式で活用のポイントを解説

5 ケーススタディ

ケーススタディ形式で活用のポイントを解説

6 その他法制度の活用

森林整備で活用可能な民法等の各種法制度を解説

7 森林の管理水準に関する資料集(別冊)

森林整備の参考となるガイドブックや論文などを掲載

【ガイドラインのポイント】

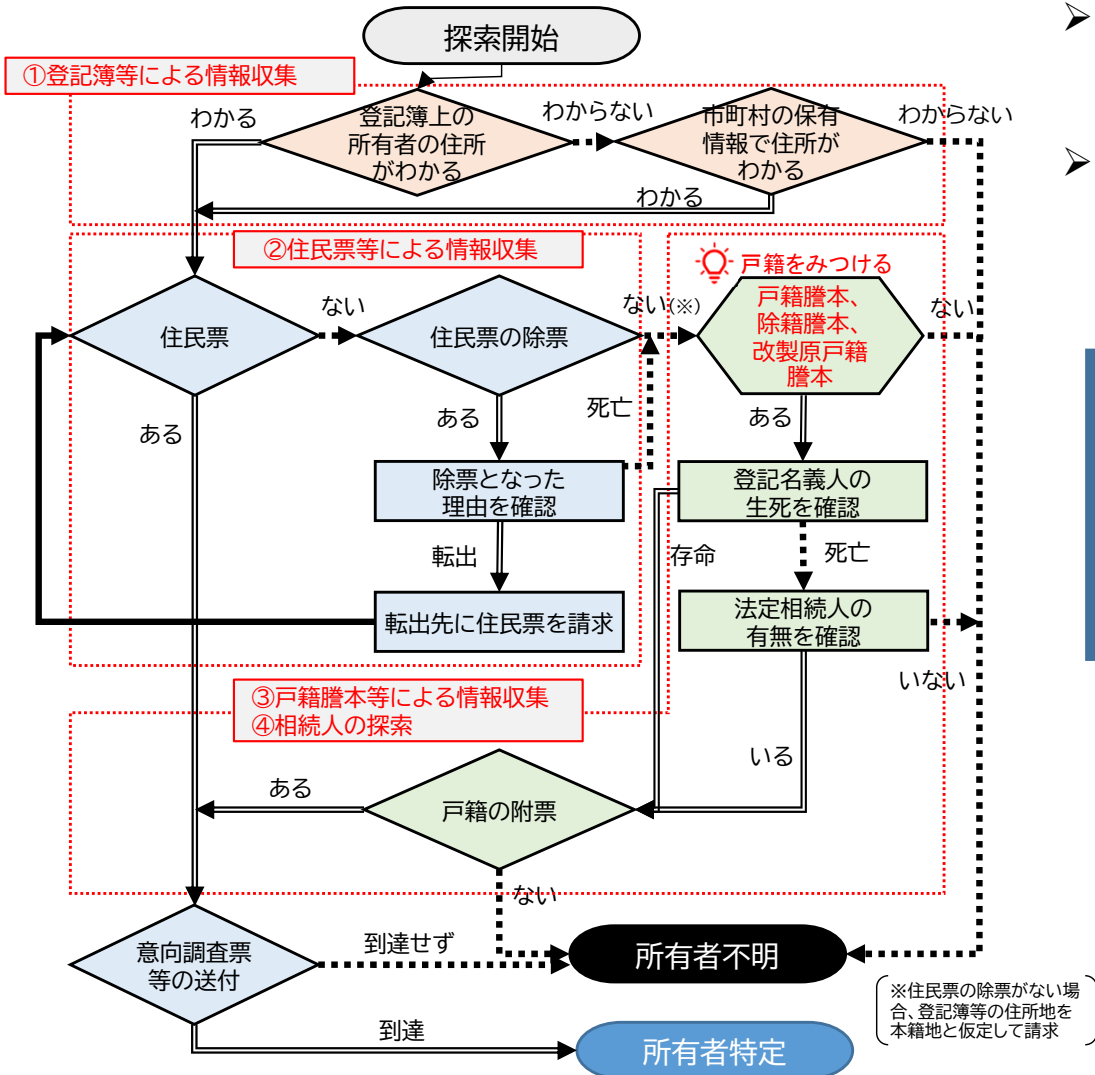
- ①森林所有者の探索方法を詳細に解説
 - 森林に関する「登記簿」等の情報から、不明森林所有者の「戸籍」を探り当てることが最も重要なポイント。
 - 登記簿上の所有者が死亡していた場合の探索範囲は、原則として、登記簿上の所有者及びその戸籍謄本等から判明する相続人(一般的には、配偶者と子)に限定される。
- ②Q&A形式で具体の活用場面における疑問に対応
 - 森林経営管理制度の特例措置は、森林の有する公益的機能の発揮はもちろんのこと、木材生産を目的とする場合なども含め、地域のニーズに応じて、柔軟に活用が可能。
 - 森林整備が必要かどうかの判断やどのような経営管理を行うかといった点も、特例措置であるという理由で特別な判断基準の設定や経営管理を行う必要はない。
- ③実際の活用事例やケーススタディの掲載
 - 鳥取県若桜町、京都府綾部市、青森県三戸町の取組事例を解説。
- ④森林経営管理制度以外の各種法制度を網羅
 - 共有者不確知森林制度(森林法)、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例(地方自治法)、入会林野近代化法、所有者不明土地管理制度(民法)などによる、所有者不明森林への対応方法を整理。



所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン②

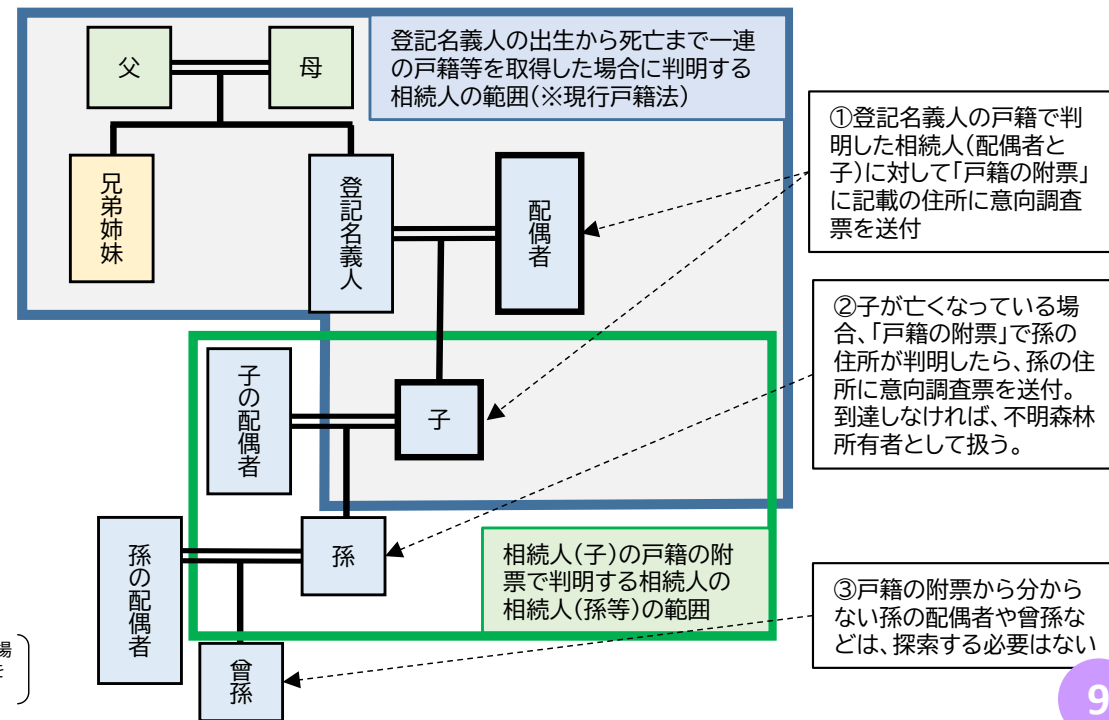
- 探索では、森林に関する「登記簿」等の情報から、不明森林所有者の「**戸籍**」を探り当てることが最も重要なポイント。
- 登記簿上の所有者が死亡していた場合の探索範囲は、原則として、登記簿上の所有者及びその**戸籍謄本**等から判明する相続人(一般的には、配偶者と子)に限定。

探索のフローチャート



【所有者が死亡していた場合の探索範囲】

- 登記簿上の所有者が死亡していた場合の探索範囲は、原則として、登記簿上の所有者及びその**戸籍謄本**等から判明する**相続人(一般的には、配偶者と子)**に限定される。
- ただし、相続人(子)が亡くなっている場合であって、相続人(子)の「**戸籍の附票の写し**」等から、相続人の相続人(登記名義人の孫)の現住所が判明したときは、孫に対して、意向の確認を行う。



所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン③

- 森林経営管理制度の特例措置は、森林の有する公益的機能の発揮はもちろんのこと、木材生産を目的とする場合なども含め、地域のニーズに応じて、柔軟に活用が可能。
- 森林整備が必要かどうかの判断やどのような経営管理を行うかといった点も、特例措置であるという理由で特別な判断基準の設定や経営管理を行う必要はない。

ガイドラインに掲載している主なQ&A(抜粋)

〔 Q1 〕 林業経営者に再委託して木材生産をしたい

Q: 林業経営者に伐採、販売等を再委託する場合にも、特例措置を活用することは可能か。

A: 特例措置は、林業経営者への再委託を行う場合など、林業経営の効率化を目的とする場合にも活用可能。

また、木材生産から加工・流通を含めた産業振興や地域振興など、地域のニーズに対応する場合にも、柔軟に活用することが可能。

〔 Q9 〕 天然林の扱いに迷っている

Q: 所有者が不明な天然林について、特例措置を活用した管理を行うことは可能か。

A: 例えば、人為による施業が必要な場合や、周辺の人工林と一体的に管理することで効率的な経営管理の実施が見込まれる場合など、市町村が「必要かつ適当」と認めれば、特例措置を活用することが可能。

〔 Q14 〕 存続期間の設定に迷っている

Q: 経営管理権の存続期間は、どの程度の長さに設定すればよいか。

A: 特例措置の活用にあたって、特別な期間設定とする必要はなく、経営管理の目的や内容に沿った期間設定を行うことで、差し支えない(既に周囲の森林で経営管理権を設定している場合は、周囲と同様の期間にする等)。

不明共有者以外の共有者から継続的な管理の要望がある場合には、長期の期間設定とすることも可能。

〔 Q15 〕 所有者不明森林の境界の明確化はどのようにすればよいか

Q: 所有者不明森林については、片側の所有者にしか境界の確認を求めることができないが、集積計画を定めてもよいか。

A: 境界の明確化は、現地の状況(林相)や既存の図面の状況、森林整備の内容に応じて実施することで、差し支えない。

例えば、一体的に合意形成が図られた森林内に介在する森林が所有者不明である場合、境界を明確に確定する必要性は低いことから、当該森林の外側の所有者による確認のみとすることも可能。

〔 Q19 〕 全ての相続人が権利を放棄していた

Q: 登記名義人の相続人に確認したところ、「全員が相続放棄している」との回答であった。このような場合、特例措置を活用することは可能か。

A: 相続人全員が相続放棄をしており、その他の関係権利者も存在しない(存在の有無も確認できない)場合は、森林所有者が「全員不明」であるとみなして、所有者不明森林の特例措置を適用することが可能。

〔 Q22 〕 自分はその森林に無関係で、持分を放棄したいとの希望があった

Q: 共有者の一部から、自分はこの森林とは関係がなく、共有持分を放棄したいとの申し出があった。どのように対応すべきか。

A: 共有持分の放棄は単独で行うことができるが、一般には、持分の放棄を他の共有者に通知した上で、登記を行うことが必要。この事務は、森林経営管理制度の範囲を超えることから、必ずしも、市町村が対応する必要はない。

【事例①】共有者不明森林における集積計画の策定 | 鳥取県若桜町

- 若桜町では、近年、雪害が発生して道路や電線が寸断される事態が発生したことから、**災害防止の観点から、森林整備の優先度が高い箇所を中心に、森林経営管理制度を活用。**
- 町の重要インフラである公道に沿って所在する人工林について、共有者の一部が不明な状況。町は**共有者不明森林の特例措置**を活用し、経営管理権を設定した上で、間伐を実施。

【対象地区の概要】

- 対象地区は町のほぼ中央に位置し、町の重要インフラである公道沿いに人工林が所在。
- 所有者が判明した森林で集積計画を策定したものの、その上部に位置する森林について、明治期の登記のまま、数次の相続が発生し、**共有者の一部が不明な状況。**
- 町では災害防止の観点から、森林の一体管理を行うため、特例措置を活用することとした。



【探索の結果】

- 登記名義人は6名。探索の結果、登記名義人2名(E、F)の相続人は全員確知し、同意を取得。
- 残りの登記名義人4名(A、B、C、D)の相続人について、共有者の一部が不明であったことから、共有者不明森林の特例措置を活用。

登記名義人	第1次相続	第2次相続
A	家督相続によりA、Bそれぞれの子(死亡)に相続	地元に残るA、B、Cの孫各1名(計3名)を確知(同意取得済)
B	配偶者及び子9人(全員死亡)に相続と推定	甥に相続と推定されるが、甥の相続人が不明(全体の6分の1の持分が不明)
C	配偶者(死亡)に遺産相続と推定	
D	家督相続により子に相続(同意取得済)	
E	配偶者に相続(同意取得済)	
F		

【具体的な手続】

- 令和2年12月:公道沿いの森林(0.11ha)について、関係権利者全員の同意により、経営管理権集積計画を策定。
- 令和3年3月:計画を作成した森林の上部に位置する森林(0.57ha)について、共有者の一部が不明であったため、経営管理権集積計画案の公告を開始。
- 令和3年10月:経営管理権集積計画案について、6か月以内に異議の申出がでなかったため、経営管理権集積計画を公告し、経営管理権を設定。
- 令和4年9月:町が間伐を実施(森林組合に事業発注)。

【経営管理の内容】

- 公道への倒木や土砂流出を招かないように、弱度の間伐を繰り返しながら、森林を育成する方針。経営管理権の存続期間は15年に設定。間伐等を1回以上、年に2回の巡視を実施する予定。



<間伐実施前の状況>



<間伐実施後の状況>

【事例②】共有者不明森林等における集積計画の策定 | 京都府綾部市

- 綾部市では、人工林の約6割が過去10年間に手入れが行われていないことから、森林経営管理制度を活用した森林整備を推進。まずは**モデル地区**を設定し、一連の取組を実施。
- 市は、同意が容易に取得できた森林から、順次、経営管理権集積計画を策定。残った共有林の一部の所有者について、返信がない等の状況だったため、**確知所有者不同意森林の特例措置**を活用。同意を取得後、残る宛先不明の者について、**共有者不明森林の特例措置**の活用に向けた公告を実施中。

【対象地区の概要】

- 対象地区(16ha)は、10年以上にわたって手入れがされておらず、集落や幹線道に接しており、**手入れの優先度が高い状況**。
- 令和3年4月までに、5.57haで計画を策定し、順次、間伐を実施。残る0.33haの森林について、所有者の一部が不明等だったことから、特例活用に向けた手続きを実施中。



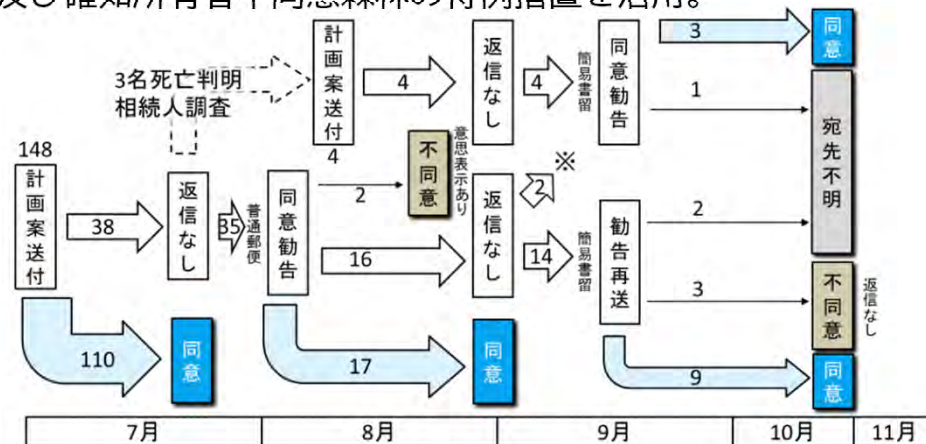
<対象地区の状況>

【具体的な手続】

- 令和2年6月～11月:対象地区の相続人の探索を実施。
- 令和3年7月:共有林(0.33ha)の確知した相続人に同意依頼。
- 令和3年8月:同意の回答がなかった所有者に対して、同意の勧告を実施(さらに回答がなかった者に対し、9月に再度勧告)。
- 令和4年2月:未回答又は不同意(関わりたくない等)の共有者に関し、京都府に対して、確知所有者不同意森林の裁定を申請。意見書の提出等の手続を経て、同年9月に京都府が裁定を実施し、同意みなしが確定。
- 令和4年10月:宛先不明の共有者に関して、共有者不明森林の特例措置適用のため、集積計画案の公告を実施(今後6か月以内に異議申出がなければ、同意みなしが確定)。

【探索の結果】

- 共有林(0.33ha)の登記名義人は25名。探索の結果、148名の共有者が判明(同意依頼等により最終的に147名が対象者と判明)。139名から同意を取得、3名が宛先不明、5名が未回答又は口頭で不同意(関わりたくない等)の意思表示。このため、共有者不明森林及び確知所有者不同意森林の特例措置を活用。



※1名は相続発生前に死亡(対象外)、1名は死亡

【経営管理の内容】

- 対象森林は、傾斜が40度近くになる箇所もあり、集落の道も狭く、林業機械のアクセスポイントも限定的であることから、**販売利益を見込んだ搬出間伐は困難な状況**。
- 周囲では、**伐捨間伐を前提として、経営管理権集積計画の同意取得を進めてきたことから、同様の内容で同意を取得(経営管理権の存続期間は5年で設定)**。

【事例③】所有者不明森林における集積計画の策定 | 青森県三戸町

- 三戸町では、特に民家等の保全対象に近接する森林から優先的に森林経営管理制度を活用して、町による森林整備を進めていく方針。
- 町の中心部に位置し、住宅地に隣接した森林について、一部で倒木が発生し、整備の必要性があるものの、所有者が不明な状況。町では、所有者不明森林の特例措置を活用し、経営管理権を設定するため、公告等の手続きを実施中。

【対象地区の概要】

- 対象地区は、住宅に隣接しており、広葉樹を主体とした林分で、三戸町森林整備計画において、保健機能を特に発揮すべき森林として位置付けられている。
- しかしながら、一部では倒木が発生し、**景観や安全・安心の観点から、周辺の住民からは町に対して対応を求める声が上がっていた。**
- このため町は森林経営管理制度を活用して森林整備を進めることとした。



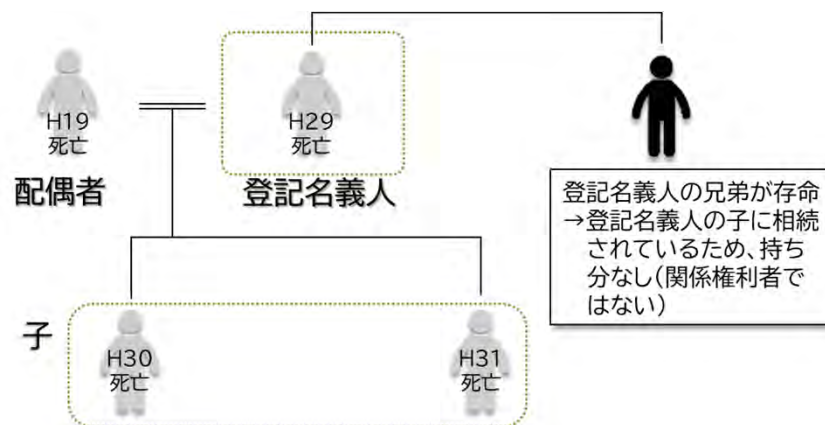
<対象林分空中写真>

【具体的な手続】

- 令和2年度:町内全ての森林所有者を対象に意向調査を実施。
- 令和3年度:意向調査の結果を踏まえ、制度の運用方針を決定。
- 令和4年8月:対象地区の探索を実施。
- 令和4年12月:所有者不明森林の特例措置の活用のため、経営管理権集積計画案の公告を実施(今後6か月以内に申出がなければ、県への裁定申請に進む予定)。

【探索の結果】

- 登記名義人は1名。
- 探索の結果、**相続人が全員死亡し、同意を取ることができない**ことから、町は**所有者不明森林の特例を活用**。



【経営管理の内容】

- 今回対象とする林分は、町森林整備計画では、保健機能森林に指定されており、景観の保護に配慮した施業を行うこととされているが、森林の現況に鑑みて、こうした施業が行われているとは言い難い状況。
- そのため、町では、**皆伐を行って低木樹種の植栽を実施**したい考え(経営管理権の存続期間は20年で設定)。

【参考①】所有者探索等工程調査事業の概要

- ① 司法書士等の専門家による所有者探索を実施し、
- ② 探索業務に要した日数等の工程、探索ノウハウの整理を行うとともに、
- ③ 所有者不明森林、共有者不明森林であった場合は、特例活用に向けた準備（確知所有者へのアプローチや現地調査等）を支援する

【事業フロー】



- 対象地域
長野県上田市、岐阜県揖斐川町、高知県本山町において、各5～10筆程度を選定
- 探索等実施者
株式会社四門（航測会社と連携）、司法書士（こすもす司法書士法人）

【参考②】 揖斐川町の概要

- 揖斐川町には、約70,000haの森林があり、その9割（約65,000ha）が民有林。このうち、約21,000haを人工林が占めており、資源の有効活用と公益的機能の高度発揮が求められている状況。
- 森林経営管理制度については、間伐等の森林整備の履歴がない人工林を対象として、重要ライフラインや住宅周辺の森林、史跡、名勝、天然記念物等が所在する森林を優先的に対象として活用を進める方針。
- そのような中、今回の事業では、多人数共有地A、Bを対象地に選定。

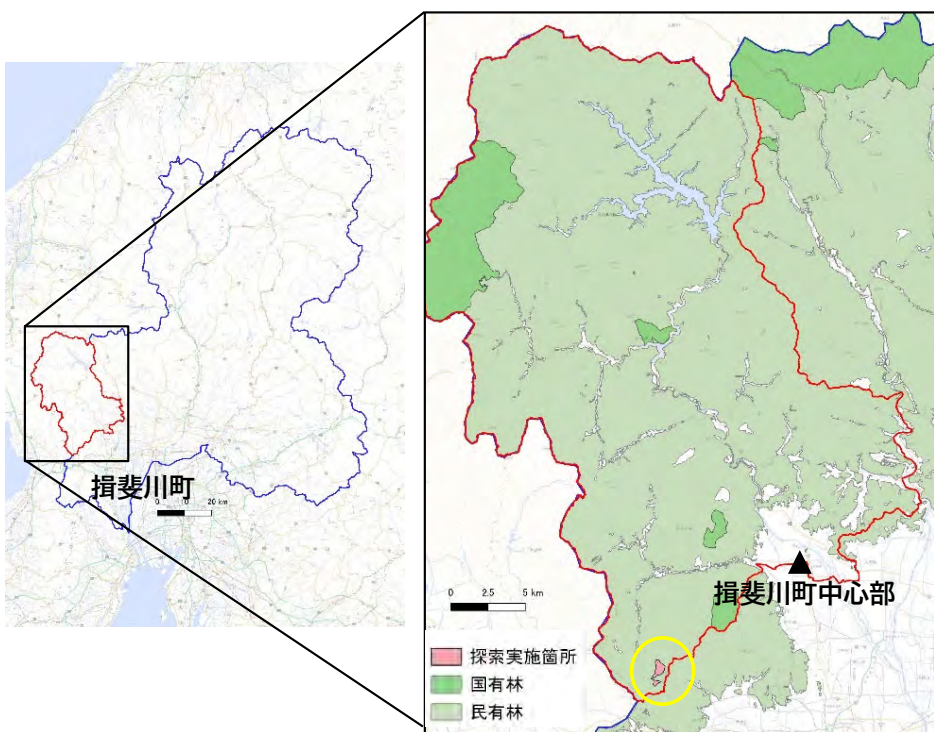


図1 揖斐川町及び調査対象林分の位置

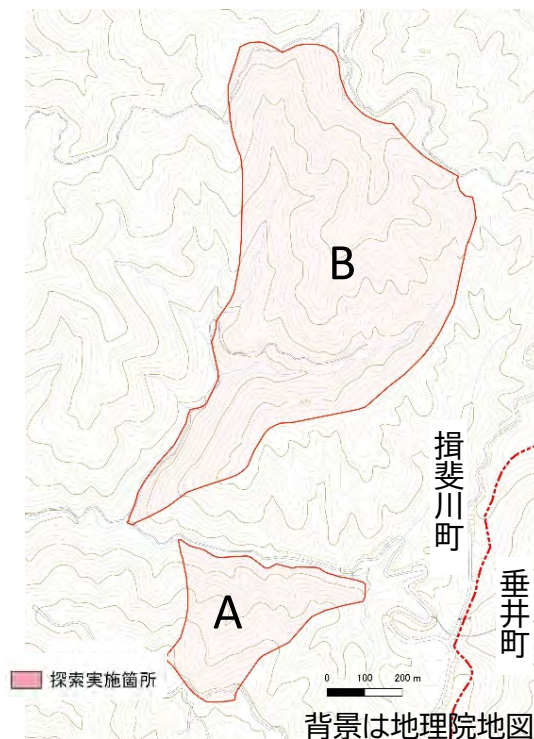


図2 対象林分位置図

■ 対象地A、Bを対象とした理由

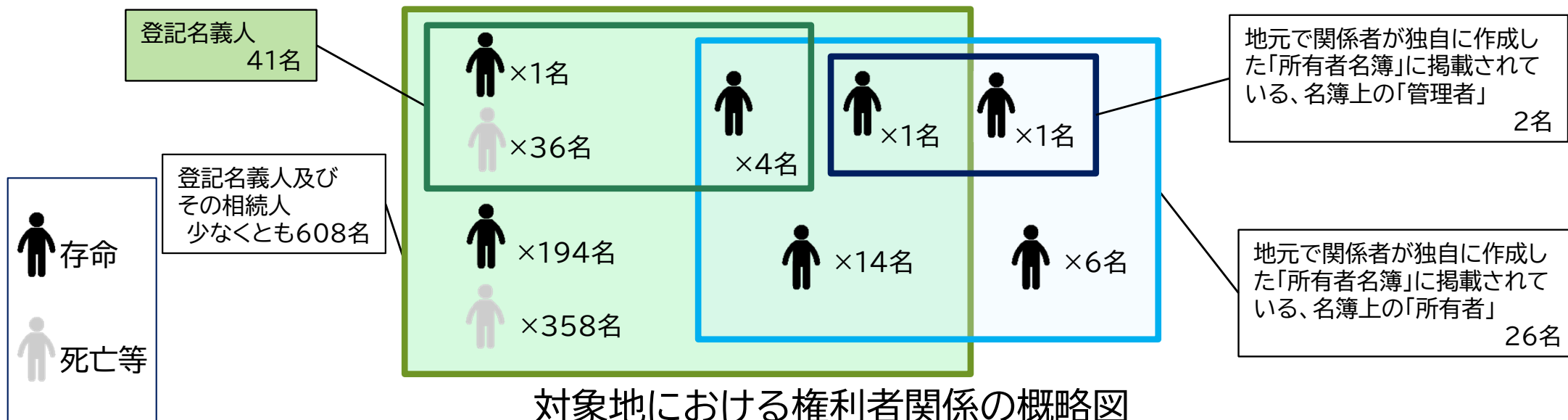
- 登記簿上41名の共有となっているが、その4分の3程度の持分が相続登記されておらず、多人数共有地における探索業務の知見が得られると期待できること。
- 対象地の合計が60haを超えており、探索を実施して権利者を確定することができれば、森林整備を大規模に実施可能であること。

以上により、工程調査の対象として2筆を選定。

【参考③】 揖斐川町における探索の状況

- 対象地A、Bの登記名義人は合計41名（A、Bの所有者は同一）。
- 9/4に調査を開始、探索に125日を要し、探索作業時間延べ約180時間、202通の戸籍謄本等を取得。探索に要した手数料等は、約26万円。全ての森林所有者について、相続登記されていないか、あるいはそもそも登記名義人が不明な状況。
- 探索の結果、608名※を確知し、うち生存者（法定相続人等）は214名※。
- 地元に住む共有者に聞き取りをした結果、独自の所有者名簿（26名）が作成されていることが判明。このうち、7名については、法定相続人ではなかった。また、26名のうちの2名が代表管理者として実質的な管理を行っている状況。

	面積 (㎡)	原因	登記名義人	登記名義人の配偶者	第1世代 (子)	第2世代 (孫)	第3世代 (曾孫)	探索結果合計	備考
A	114,100	売買	41名	27名	218名	255名	67名	608名	1月6日現在
B	542,100		(5名)		(39名)	(119名)	(51名)	(214名)	



対象地における権利者関係の概略図

※は延べ人数。()は生存者の内数。